

# <専門実践教育訓練給付金の支給対象に指定>

## 専門実践教育訓練給付金

社会人入学の特典で重要なお知らせです。

**作業療法学科・言語療法学科**は、専門実践教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定講座に指定されました。

## 専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(※)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

## 支給額

受講(入学)者が支払った教育訓練経費(学費)のうち、50%を支給(年間上限40万円)。

更に、受講修了日(卒業)から1年以内に作業療法士国家資格を取得して、被保険者として雇用されたまたは雇用されている場合は、20%を追加支給(合計70%、年間上限48万円)。

## 支給の申込み・問い合わせ

受講(入学)者の居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)

## 留意事項

専門実践教育訓練給付金の申込み及び手続きについては、2月末までに完了していなければ給付を受けることができません。

よって、遅くとも1月の社会人入試までに合格が決定していなければ、給付を受けることができませんので、留意してください。

## 厚生労働省・ハローワークのホームページで詳細が確認できます

本制度は、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる給付制度です。申請は各自でお願いいたします。本学院では手続きの代行はできません。お手数ですが、お近くのハローワークにお問い合わせをお願い致します。